

別添128 車両後退通報装置の通報音の測定方法

1. 適用範囲

この測定方法は、道路運送車両の保安基準第43条の10に規定する自動車の車両後退通報装置の通報音の測定について適用する。

2. 試験自動車の状態

試験自動車は点検・整備要領等により整備されている状態であること。

3. 試験機器等の調整等

3.1. 騒音測定装置

3.1.1. 騒音計等

(1) 音量を測定する装置は、次のいずれかに掲げるものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

- ① 騒音計は、JIS C1509-1-2018クラス1によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。
- ② 音量計は、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

(2) 周波数補正回路の特性は、A特性とする。

(3) 指示機構の動特性は、「速い動特性（FAST）」とする。

(4) 次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。

- ① 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
- ② 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

3.1.2. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は3.1.1.(3)に準じた状態とする。

3.2. マイクロホン

騒音計等のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

(1) マイクロホンは、車両中心線上から左右方向±0.15mの位置、かつ、車両後端から1.00±0.10mの位置で、地上0.45mから1.55mの範囲のいずれかの高さの位置に設置するものとする。

(2) マイクロホンの向きは水平、かつ、車両後面方向に向けるものとする。

4. 測定場所

車両後退通報装置の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから2m程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

5. 測定方法等

車両後退通報装置の測定は次に掲げる方法により行う。

5. 1. 自動車の状態

5. 1. 1. 変速機の変速位置は後退、クラッチは非接続状態（自動変速機の場合を除く。）とし、主制動装置及び駐車制動装置（変速機的位置が後退の場合に作動させることができるものに限る。）を作動させた状態とする。

5. 1. 2. 協定規則第165号規則2. 1. 1. 又は2. 1. 4. に定義される車両後退通報装置に加えて、音声を用いる車両後退通報発生装置の音の大きさの和を測定する場合においては、車両後退通報装置は協定規則第165号の規則2. 3. の状態で測定するものとする。

5. 2. 測定方法

(1) 車両の後端から1mの位置に3. 2. に従ってマイクロホンを設置する。

(2) 車両後退通報装置を鳴らしてその時のマイクロホンの自動記録装置の記録値、又は、指示値を読み取り計測値とする

6. 測定結果等

6. 1. 測定値の取扱い

(1) 車両後退通報装置の音圧の大きさの測定は、マイクロホンの位置を変更せずに2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

(2) 2回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。ただし、いずれの測定値も細目告示第67条の6第3項第1号、第145条の6第3項第1号及び第223条の6第3項第1号に掲げる音圧範囲にない場合には有効とする。

(3) 2回の測定値（(4)により補正した場合には、補正後の値）の平均値とする。

(4) 測定値と暗騒音の差が3dB以上10dB未満の場合には、測定値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未満の場合には、測定値を無効とする。

（単位：dB）

測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			